

# 中華人民共和国会社法（抄録）

2005年10月27日修正

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 中華人民共和國会社法（抄録）

（1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で採択 1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議における「中華人民共和國会社法」の改正に関する決定により第1回改正 2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議「中華人民共和國会社法」の改正に関する決定により第2回改正 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議で修正する）

### 第2章 有限責任会社の設立と組織・機構

第27条 社員（出資者）は貨幣をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権など貨幣で見積もることができるもの、並びに法に基づき譲渡できる非貨幣財産を貨幣に換算して出資することができる。しかし、法律、行政法規に、出資してはならないと規定する財産を除く。

出資する非貨幣財産について見積もり、貨幣に換算しなければならず、財産の事実確認をし、高く見積もっても安く見積もってもならない。法律、行政法規に、見積もり評価額についての規定がある場合は、その規定に従う。

全社員（出資者）の貨幣出資金額は有限責任会社の登録資本金の30%を下回ってはならない。